

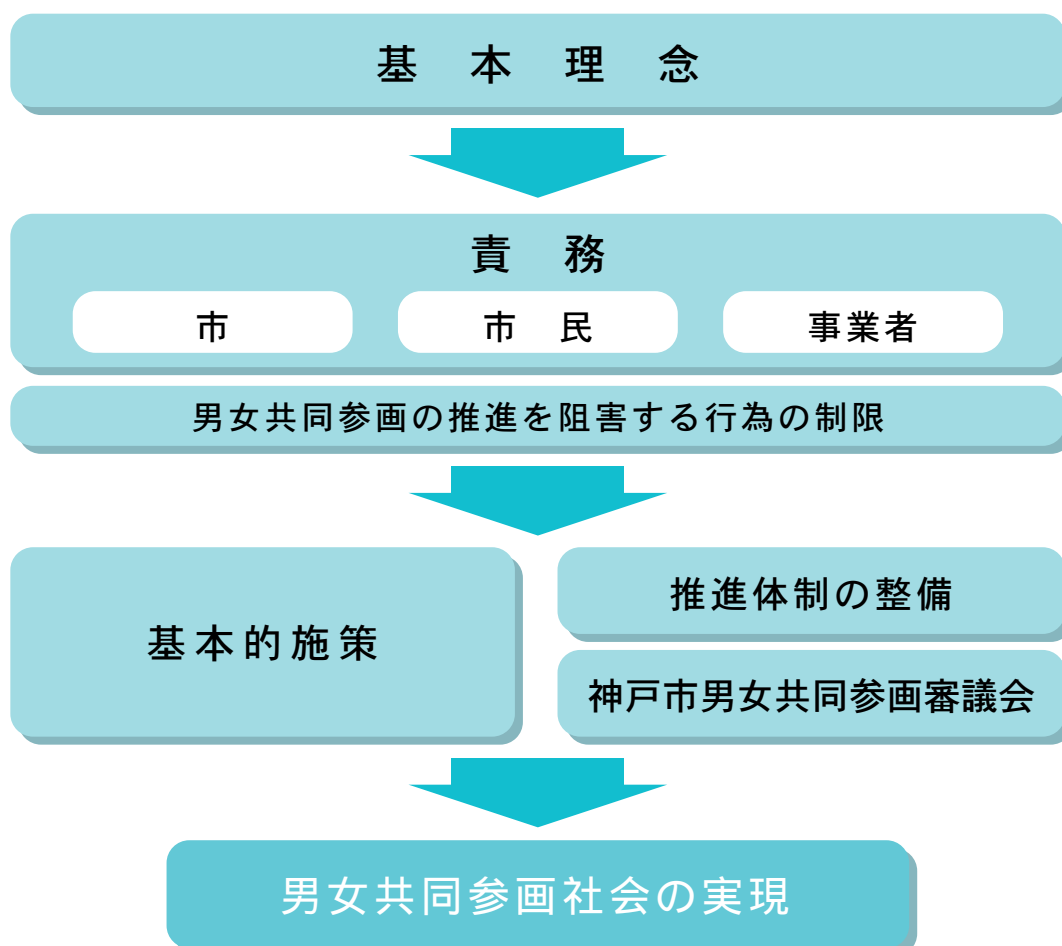
はじめに

我が国においては、国際社会の動向に合わせて、1975(昭和50)年の国際婦人年以降、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が進められてきました。さらに、1999(平成11)年には男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを定めた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000(平成12)年には、基本法に基づいて、2010(平成22)年までを見通した「男女共同参画基本計画」が策定されました。

神戸市においては、こうした国の取組を受け、神戸市における男女共同参画社会の実現をめざし、1998(平成10)年9月に、2007(平成19)年度までに市として取り組むべき施策を盛り込んだ「こうべ男女共同参画プラン21」を策定し、プランに沿って、さまざまな取組を行ってきました。さらに、2003(平成15)年3月に、男女共同参画社会の実現を促進するために、神戸市のめざすべき方向性を示し、男女共同参画に関する施策の法的な拠り所となる「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」が制定されました。

今後、市では、条例に基づいて、男女共同参画の推進に関する施策を実施していきます。その一つとして、条例の趣旨や内容について、広く知っていただくためのあらましを作成しました。男女共同参画社会の実現には、市だけでなく、市民・事業者のみなさんと市が協働して取り組むことが重要です。だれもがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を、市民・事業者のみなさんと共に力を合わせて実現し、「夢と活力あふれる神戸」を築いていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

神戸市男女共同参画の推進に関する条例の構成



男女共同参画社会

わたしたちは、このような「夢と活力あふれる神戸」をめざします。

- 一人ひとりが、互いを尊重し合い、力を合わせることができる社会
- 一人ひとりが、いきいきと元気よく暮らすことができる社会
- 一人ひとりが、さまざまな活動に、主体的に参加できる社会
- 性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

家庭では

家事・育児・介護などを、家族みんなが助け合い分担し、喜びも苦労も分かち合う社会

一人ひとりが、家族の一員として大切にされ、また家族の一員としての責任を分かち合う社会





地域では

地域活動に、男性も女性も共に参加できる社会
地域における企画や方針決定に、女性も男性も積極的に参画できる社会
共に考え、共に活動する社会



職場では

性別によって差別されることなく、一人ひとりの能力、意欲や個性などが、十分発揮できる社会
働く男女が、家庭生活や地域生活へ参加・参画できるよう、職業生活とその他の生活とを両立しやすい社会
事業活動の方針決定の場に、女性も男性も共に参画できる社会

条例の内容

名 称

神戸市男女共同参画の推進に関する条例

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現をめざしています。神戸市においても、基本法の趣旨に基づいて、男女共同参画の推進をめざし、名称は、「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」としました。

前 文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、国においては、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)を制定するなどして、国際社会の取組と連動しつつ、法制度の整備が進められてきた。

神戸市においても、こうした国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を進めてきた。しかしながら、今なお、社会には、性別による固定的な役割分担等とそれに基づく制度や慣行及び様々な形態の暴力等の人権侵害が存在しており、真の男女平等を達成するためには多くの課題が残されている。

一方で、少子高齢化が一層進行し、経済が成熟化するなど、社会経済情勢は急速に変化している。このことは、家族形態や地域社会の変化にも影響を与えており、社会の基礎である家族とそれを取り巻く地域社会とのつながりは、ますますその重要性が増大している。

このような状況に対応していく上で、男女が、互いを尊重し合い、責任を分かち合いながら共に力を合わせて有償又は無償の労働を担い、かつ、社会の様々な場で意思決定の過程にかかわることができる男女共同参画社会づくりは、本市においても緊要な課題となっている。

こうした認識の下、市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市、市民、事業者の協働により築くことを目指して、この条例を制定する。

前文では、男女平等に向けての国や神戸市のこれまでの取組、男女共同参画を取り巻く課題、めざすべき男女共同参画社会の実現の必要性を掲げ、男女共同参画社会づくりに向けての神戸市の意思を表明しています。

用語説明

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)は、1979(昭和54)年、国連総会において採択され、1980(昭和55)年の第2回世界女性会議の席上で署名され、1981(昭和56)年に発効しました。日本は1985(昭和60)年に批准しました。個人・団体・企業による差別や社会慣習、慣行による差別の撤廃を締結国の義務としています。

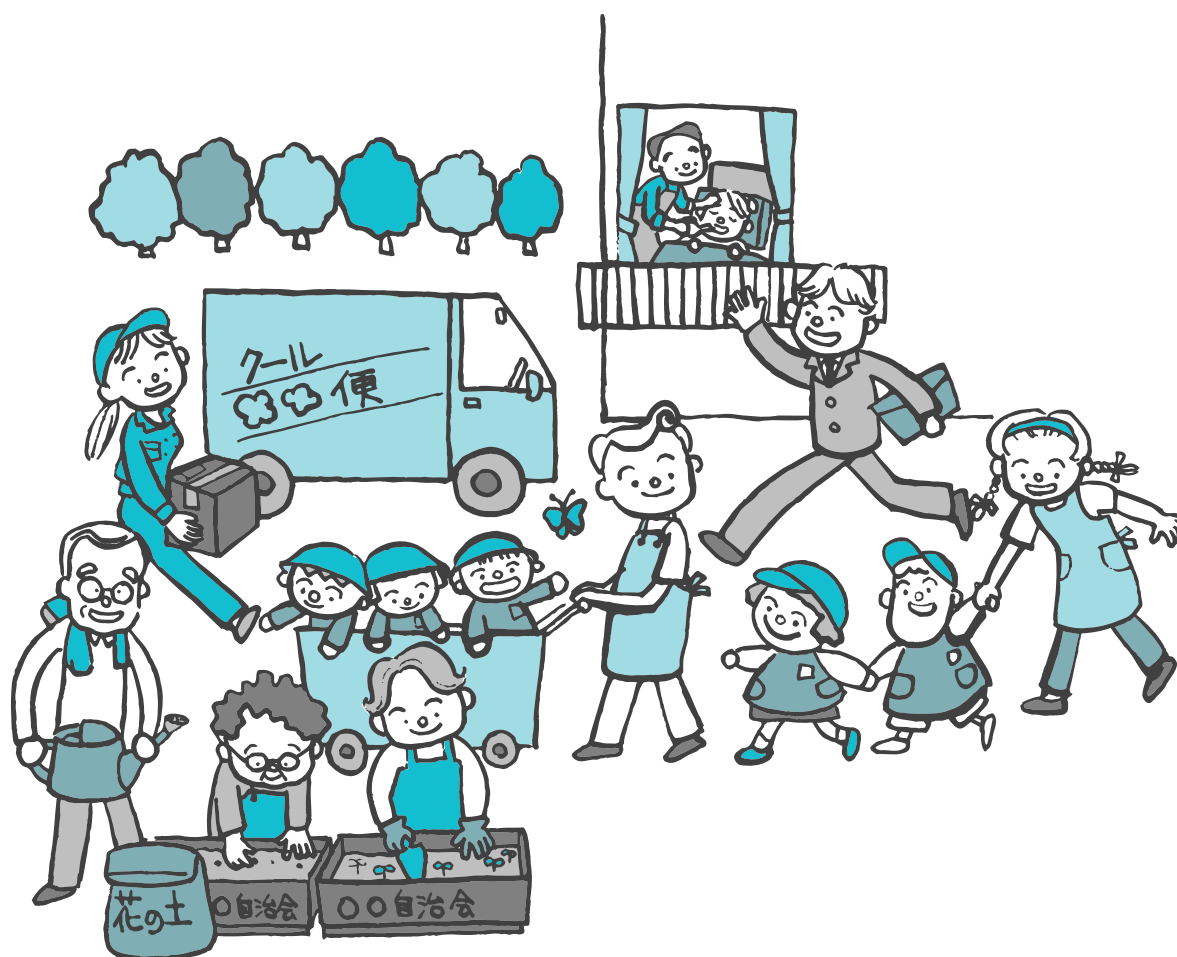
「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO条約第156号)は、国際労働機関(ILO)が1981(昭和56)年に採択し、日本は1995(平成7)年に批准しました。育児や介護等の家族的責任について、男女労働者が共に責任を負うべきとした考え方が明確に示され、家族的責任を有する男女労働者が差別されないこと、家族的責任が雇用終了の理由にならないことなどが盛り込まれています。

用語説明

「男女共同参画社会基本法」は、1999(平成11)年6月に公布・施行されました。男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。

「有償の労働」は、市場に労働力を提供して対価(賃金等)を得る労働をいいます。

「無償の労働」は、家庭での家事・育児・介護や地域活動など、家族や他人に対して対価を要求しない労働をいいます。社会は、有償の労働のみならず、無償の労働によっても支えられています。



第 1 章 総 則

目 的

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

神戸市における男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に推進するというこの条例の目的を定めています。

定 義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

条例の中で用いられる「男女共同参画」「積極的改善措置」の意味を定義しています。この定義は、男女共同参画社会基本法第 2 条から引用しています。

用語説明

「積極的改善措置」は、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のい
ずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、
個々の状況に応じて実施していくものです。

基本理念

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が、妊娠及び出産の機能を有する女性の心身に対する理解を深めるとともに、対等な関係の下に性と生殖に関する互いの意思が尊重されること並びに男女の生涯にわたる健康の維持及び増進が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。
- 7 男女共同参画の推進は、地域社会を構成する市民一人一人が自律的に、及び協働して取り組むことを旨として、行われなければならない。

条例では、男女共同参画の推進についての7つの基本理念を定めています。これらの基本理念は、市、市民のみなさん、事業者のみなさんが、第4条から第6条までに定められるそれぞれの責務を果たすうえで基本となる考えです。

基本理念 1

男女の人権の尊重 男女の人権の尊重は、男女共同参画の推進にあたって、最も基本となる理念です。男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮する機会が確保される必要があります。単に「人権」とは規定せずに、「男女の人権」と規定しているのは、性別に起因する人権問題という観点に着目して、この観点からの人権尊重を強調しているためです。

用語説明

「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」は、例えば、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス(11頁参照)等の性に起因する暴力を受けないことなどを含みます。

「性別による差別」は、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。最近では、労働基準法に関連して、明確な差別的意図がはっきりしない場合でも、種々の状況から差別を容認したとの推認が行われた判例もでてきています。

男女共同参画社会基本法においても、「差別的取扱い」は、明確な差別的意図がある場合に限ったものとして考えられていません。条例上の「差別的取扱い」についても、基本法の趣旨と同様です。

「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」は、性別にかかわらず、個人の能力が発揮できるようにすることをいいます。

基本理念 2

社会における制度又は慣行についての配慮 男女共同参画の推進にあたっては、社会制度・慣行の及ぼす影響が中立的なものとなるように、配慮する必要があります。社会制度や慣行が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等を反映して、結果として女性の就労等の活動の選択をしにくくするような影響等を及ぼし、男女共同参画の推進を阻害する要因となる恐れがある場合があるためです。

基本理念 3

政策・方針の立案及び決定への共同参画の機会確保 男女が社会の対等な構成員として、政策や方針の決定等に参画する機会が確保される必要があります。この理念は、市だけではなく、企業、労働組合、研究機関、協同組合等各種機関・団体等においても、尊重される必要があります。

「参加」も「参画」も

「参画する」は、単に政策等への決定段階に参加するだけではなく、主体的に立案の段階から関わっていくことの重要性が込められています。

基本理念 4

家庭生活における活動とその他の活動の両立 男女が共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が、互いに協力するとともに社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動をする事等との両立を図ることができるようにする必要があります。

家族の中での協力

家族がどのように協力していくのかは、個々の家族の状況をふまえたそれぞれの話し合いにより決まってくるものです。例えば、専業主婦という生き方も、選択の一つです。ただ、男女共同参画社会を実現するためには、家族を含めたさまざまな場で男女が互いに責任を担い、協力することが必要であるといえます。青少年の健全育成や高齢期における生活を考えると、男性にとっても家庭生活や地域生活に目を向けることは大切なことです。

基本理念 5

男女の生涯にわたる健康の確保 男女とも、妊娠・出産にかかわる女性の心身について理解を深め、対等な関係の下に、性と生殖に関する互いの意思を尊重し、男女の生涯にわたる健康の維持・増進を図る必要があります。



性と生殖に関する理解と互いの意思の尊重

国の男女共同参画基本計画において、「生涯を通じた女性の健康支援」は重点目標の一つとして挙げられていますが、男女の人権の尊重の観点から、男女の生涯にわたる健康の確保は重要です。

とりわけ、性及び妊娠・出産に関する問題は、特に女性の生涯にわたる健康に深くかかわるもので、男女とも十分な理解が必要です。その理解のうえで、男女が真剣に互いの意思を尊重し合うこ

とが大切です。

なお、条例で規定する「性と生殖に関する互いの意思が尊重されること」が、母体保護法の規定以上に、人工妊娠中絶を容認したり、性の放縦を助長したりするのではないかと懸念する声もあります。しかし、条例第3条第5項の基本理念は、あくまで生涯にわたる健康の確保が趣旨であり、決してこれらを容認しようとするものではありません。

基本理念 6

国際的協調 男女共同参画の推進に関して、国際社会においてさまざまな取組がされています。国においても、国際社会の一員として、国際的な動向をふまえた取組がされています。神戸市においても、こうした国際社会的取組を考え合わせて、男女共同参画を推進する必要があります。

国際社会的取組を
ふまえた日本の取組

「女子差別撤廃条約」(4頁・用語説明参照)の場合、これを受けて日本は、「国籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、中学校における技術・家庭科、及び高等学校における家庭科の男女共修の早期実施への取組など法制度の整備を図り、1985(昭和60)年に条約を批准しました。

基本理念 7

自律した市民の協働 神戸市においては、阪神・淡路大震災を契機として、活発な市民活動がさまざまな分野において展開されてきました。この経験を生かし、自律した市民のみなさんが自ら主役となって、協働して男女共同参画の推進に取り組むことが期待されます。なお、自律は、自ら考え、責任をもって行動することをいいます。また、協働は、対等の立場でお互いを尊重しつつ、共に影響を与え合いながら実践していくことをいいます。

活発な市民活動

神戸では、多くのNPOが積極的な活動を展開しているなど、多様な市民活動が全国的にも注目されています。その活動分野は、子育て支援や高齢者サービス、まちづくりなど、実に多様であり、男女共同参画の推進に関する自律と協働の理念を実践しているものが多く見受けられます。

市の責務

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市の職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

市が条例第3条に規定する7つの基本理念に基づき、積極的改善措置を含む男女共同参画の推進に関する施策を策定・実施する責務を有することを規定しています。

さらに、男女共同参画の推進に関する施策はさまざまな分野に及ぶことから、市の男女共同参画担当課だけでなく、市の施策の策定・実施にあたるすべての職員の認識が重要であるため、市の職員一人ひとりの認識の向上に努めます。

また、市が条例第3章に掲げる基本的施策を実施するにあたって必要な財政上の措置に努めます。

市民の責務

第 5 条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、その推進に主体的かつ自律的に取り組むよう努めなければならない。

市民のみなさんは、男女共同参画に関する理解を深め、主体的・自律的に男女共同参画の推進に取り組みましょう。

用語説明

「市民」は、市に在住する人のほか、市内に在勤・在学する人を含みます。

市民のみなさん、 事業者のみなさんの責務

男女共同参画の推進に関する分野は幅広い範囲に及ぶため、市だけでなく、市と市民のみなさん、事業者のみなさんとの協働によってこそ、はじめて男女共同参画社会づくりに向けての実効ある取組が可能となります。このため、市民・事業者のみなさんの果たす役割を責務として規定していますが、これは、あくまで自主的な取組を期待するものです。

わたしができること

例えば、性別による差別をしないよう心がけたり、家庭において、家族が互いに協力し合うことなどが考えられます。できることからはじめてみませんか。

事業者の責務

第 6 条 事業者は、法人であるか個人であるかを問わず、その事業活動において、男女が職業生活と家庭生活等とを両立して行うことができる就業環境を整備し、及び職域における活動に平等に参画することができる機会を確保するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者のみなさんは、仕事と子育て、介護等とが両立しやすい就業環境の整備、男女の平等な参画機会の確保と市の施策への協力を努めましょう。

用語説明

「事業者」は、営利・非営利、または法人・個人を問わず、その事業活動を行うために、市内に就業の場としての事務所等を設置している者で、

社会福祉法人・財団法人等の公益法人、協同組合やNPO等を含みます。

第 2 章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

性別による権利侵害の禁止

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活の環境を害することをいう。)又は配偶者間など男女の間における身体若しくは精神に苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

この第7条で定める3つの行為(性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間など男女の間における身体若しくは精神に苦痛を与える暴力的行為)は、男女共同参画の推進を阻害する人権侵害として、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、誰もが行ってはならない行為です。

用語説明

「配偶者間など男女の間」は、配偶者のほか、内縁、恋人等親しい間柄の男女の間をいいます。

「セクシュアル・ハラスメント」は、例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の掲示、又は性的なうわさを流すなど、相手の意に反した性的な言動により相手方の

生活環境を害したり、また、相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいいます。

「精神に苦痛を与える暴力的行為」には、言葉による「精神的暴力」、外出を制限するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」を含みます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者からの暴力は、被害者のほとんどである女性の人権を著しく侵害するものですが、従来は、家庭の中の問題とされ、社会的な理解も十分ではありませんでした。近年、こうした暴力がドメスティック・バイオレンス(DV)として注目されており、自治体等で実施しているDV相談の相談件数も、年々増加傾向にあります。また、深刻な犯罪事件につながる場合もあり、大きな社会問題となっています。2001(平成13)年4月には、配偶者暴力相談支援センターの整備や保護命令制度の導入などを定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立しました。

公衆に表示する情報に関する留意

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう留意しなければならない。

公衆に表示する情報については、公的機関に限らず、民間のメディアや個人が発信する情報も含めて留意が必要です。とりわけ、市が広報印刷物やホームページ等で発信する情報は、男女共同参画の視点からの公的広報のガイドライン(21頁参照)に基づき、男女の人権に配慮した表現を行う必要があります。

表現の自由

第8条は、民間のメディアや個人の「表現の自由」を制限するものではなく、公的広報のガイドライン等を広くPRすることにより、あくまで自主的な取組を期待するものです。

第 3 章 基本的施策

男女共同参画計画

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

男女共同参画社会基本法第14条第3項は、市町村に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の策定の努力義務を定めています。条例第9条で、市が策定する「男女共同参画計画」は、基本法上の「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。

なお、男女共同参画計画の策定・変更にあたっては、市は、神戸市男女共同参画審議会の意見を聴き、市民・事業者のみなさんの意見が反映できるようにするとともに、策定した計画の公表を行います。

また、男女共同参画計画の実効性を確保するために、神戸市男女共同参画審議会が、計画の実施状況について意見を述べること(第22条)、また、市長が、計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成・公表すること(第19条)を規定しています。

施策の策定等に当たっての配慮

- 第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

地方公共団体の施策は多岐にわたるため、男女共同参画計画(第9条)に盛り込まれている施策以外のもので、一見して男女共同参画と結びつかないものであっても、それが男女共同参画の推進に何らかの影響を及ぼす場合があります。そのため、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施にあたっては、男女共同参画の推進に配慮する必要があります。

附属機関等への共同参画の機会確保

- 第11条 市長は、審議会その他の附属機関を組織する委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。
- 2 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。

市は、審議会等の委員の委嘱・任命にあたって男女の数の均衡に配慮すること、及び女性職員の職域拡大・能力開発に努めます。これは、市が行う積極的改善措置に該当します。なお、この第11条は、男女の均等な参画の機会を志向するものであり、結果の平等を目指すものではありません。

市の審議会委員の女性比率

「神戸市男女共同参画計画」(平成16年4月策定)では、審議会等への女性委員比率を平成19年度までに30%にすること、及びゼロ審議会(女性委員のいない審議会)の解消を目標としています。平成17年3月末現在、市の審議会等における女性委員の登用率は、28.4%です。



市民等の理解を深めるための措置

第12条 市は、広報活動、広聴活動等を通じて、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

市は、広報・広聴活動を通じて、市民・事業者のみなさんの男女共同参画に関する理解を深めていただくために、市の広報紙・ホームページ等を通じた広報活動、啓発冊子等の発行、セミナー・講演会・イベント等の実施などを行います。

男女共同参画推進月間

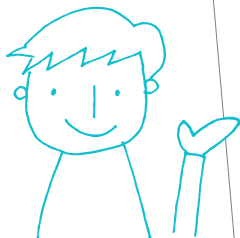
第13条 市は、男女共同参画について広く市民等の関心と理解を深めるため、年1回、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

平成12年度から毎年10月に実施している「こうべ男女共同参画推進月間」を条例の中に位置づけました。市では、今後とも引き続き、男女共同参画推進月間において、男女共同参画について広く市民・事業者のみなさんに理解していただくための講演会やイベント等を集中的に行います。

調査研究

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基礎資料となる調査を実施します。調査の成果は市民・事業者のみなさんにも参考としていただくために、市のホームページ等を利用して公表を行います。



仕事と子育ての両立に関する企業及び従業員の意識調査

2001(平成13)年度には、神戸市と同志社大学立木研究室が共同で、「仕事と子育ての両立に関する企業及び従業員の意識調査」を実施しました。調査の結果、「仕事と子育ての両立に積極的な職場は、従業員のだれにとっても働きやすい職場である」ことなどがわかりました。この調査結果の趣旨は、神戸市男女共同参画懇話会が「こうべ男女共同参画プラン21」の見直しや「条例の基本的考え方」について検討を行う際に参考とされました。

家庭生活における活動とその他の活動の両立の支援

第15条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職域、地域等における活動とを両立して行うことができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

市は、男女が共に、家庭生活における活動と職場・地域等における活動とを両立して行うことができるように、例えば、両立の必要性や、両立に向けた職場の環境整備の必要性についての啓発、子育てや介護等を支援するための施策の充実などの必要な支援に努めます。

雇用等の分野における男女共同参画の推進

第16条 市は、事業者が、その事業活動において積極的改善措置を講ずることができるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、その家族が経営の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。

市は、就業の場における男女共同参画を推進するため、積極的改善措置について、その考え方・進め方についての啓発や積極的な取組を行う事業者の紹介等の情報提供を行うなど、事業者が自主的に取り組むための支援に努めます。

また、個人で営む事業に関して、家族従事形態をとっている家族が、経営の方針の決定等に共同して参画している事例等を紹介するなどの情報提供に努めます。

そのほか、市の施策の参考として、男女共同参画の実態を把握するための調査への協力を事業者に求めることができること、また、男女共同参画の推進に積極的な取組を行っている事業所を表彰し、公表することとしています。

用語説明

「個人で営む事業」は、農漁業、商工業、サービス業等のうち、いわゆる自営業の形態をなすものをいいます。

事業者表彰制度

男女共同参画の推進に積極的な取組を行っている事業所を表彰し、被表彰事業所を取組の一つのモデルとして広くPRすることで、事業者のみなさんによる男女共同参画の推進に関する自主的な取組が広がっていくことを期待しています。

男女平等の視点に立つ学校教育及び社会教育の推進

第17条 市は、学校教育及び社会教育の場において、男女平等を推進するための教育又は学習の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

21世紀を担う子どもたちの可能性を広げ、それぞれが夢をもてる社会を築くことをめざして、市は、男女平等の視点に立つ学校教育・社会教育を充実させるために、啓発資料の作成や市立学校の教員に対する研修、講演会やセミナーの実施などを行ないます。

子どもたちの未来のために

子どもたちはみな、無限の可能性を持っています。子どもたち一人ひとりの個性や能力をのばすために、性別にこだわらず、さまざまなことにチャレンジしていくことができるような環境が整備される必要があります。



市民等に対する支援

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

市は、男女共同参画の推進をめざす市民活動や市民のみなさんの自主的な取組に対し、情報提供などの必要な支援に努めます。

年次報告

第19条 市長は、男女共同参画計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

男女共同参画計画(第9条)の実効性を高め、透明かつ適正な施策の推進を図るため、市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況について把握し、年次報告書を作成・公表します。

市民等からの申出の処理

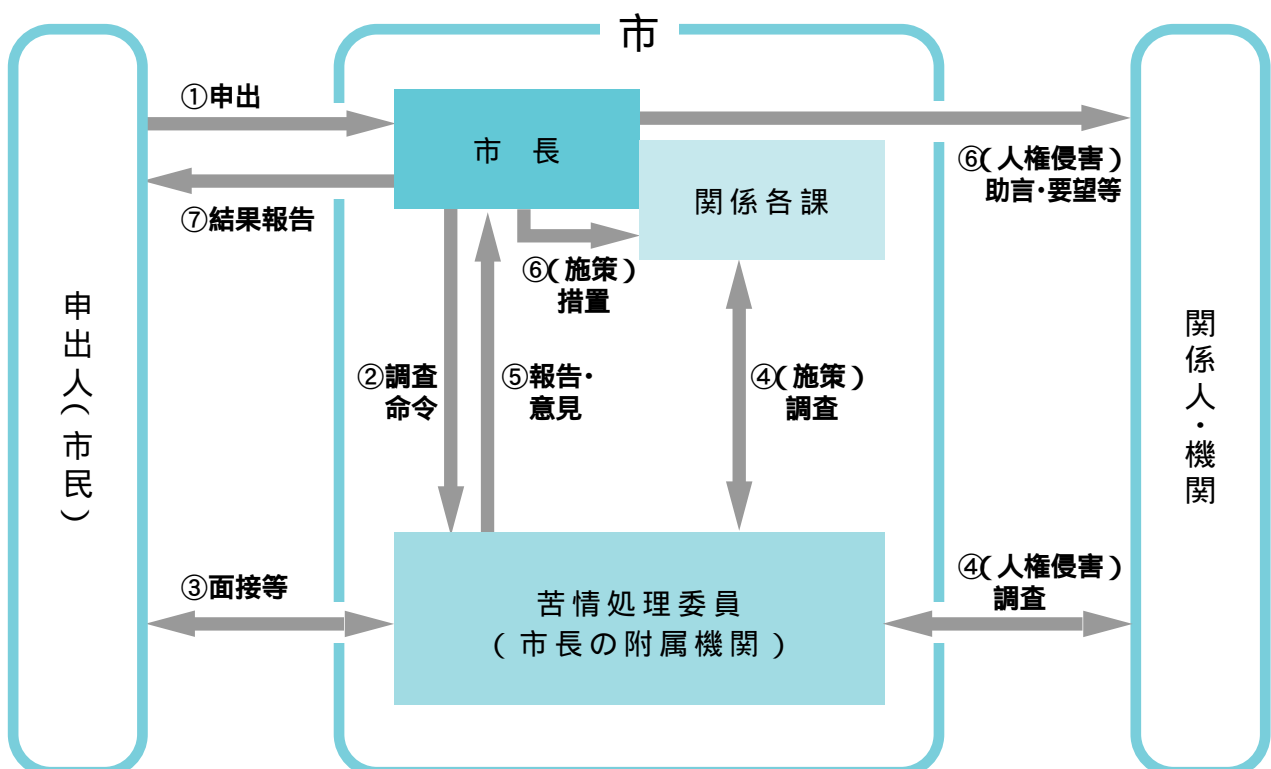
第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案(以下「苦情等」という。)並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。
- 4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。
- 5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。
- 6 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

男女共同参画に関する市民・事業者のみなさんからの申出を処理する制度を置くことは、男女共同参画に関する施策の実効性を確保し、また、人権を尊重するために重要です。市長は、市民・事業者のみなさんからの、市の男女共同参画に関する施策に対する苦情・提案、男女共同参画に関する人権侵害の相談の申出に適切に対応するために、附属機関として苦情処理委員を設置します。

苦情処理委員は、市長の命令により申出の調査・処理を中立的な立場で行い、調査結果の報告と合わせて市長に意見を述べ、市長は、その意見を尊重して助言・是正の要望等の必要な措置を行います。

苦情処理制度のイメージ



推進体制

第21条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

社会のさまざまな分野で活動されている市民・事業者のみなさんと連携しながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に進めていくために、市の推進体制及び市と関係機関等との推進体制を整備します。現在、設置している「神戸市男女共同参画推進本部」「神戸市男女共同参画推進会議」は、この第21条に規定する推進体制として位置づけられます。

推進体制

・神戸市男女共同参画推進会議

全市的に活動を行っている24の市民団体・経済団体等と市が連携して男女共同参画を推進するための組織です。

参画団体(50音順)

神戸経済同友会、神戸市医師会、神戸市機械金属工業会、神戸市漁業協同組合、神戸市歯科医師会、神戸市自治会連絡協議会、神戸市社会福祉協議会、神戸市商店街連合会、神戸市青少年育成協議会、神戸市PTA協議会、神戸市婦人団体協議会、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸市薬剤師会、神戸商工会議所、神戸市老人クラブ連合会、神戸青年会議所、神戸ファッション協会、NPO法人こうべユースネット、生活協同組合コープこうべ、兵庫県経営者協会、兵庫県弁護士会、兵庫工業会、兵庫六甲農業協同組合、連合神戸地域協議会

・神戸市男女共同参画推進本部

市役所内で総合的に男女共同参画を進めるための組織です。

第 4 章 神戸市男女共同参画審議会

男女共同参画審議会

第22条 市長の附属機関として、神戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 諮問に応じ、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 諮問に応じ、第20条第2項の苦情等の申出に関して意見を述べること。

3 審議会は、20人以内の委員で組織する。

4 前項の委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

神戸市男女共同参画審議会は、男女共同参画の推進の観点を、市の施策へ反映させることができるように、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議や男女共同参画の施策の実施状況について意見を述べることなどを行います。

委員は20人以内であること、任期は2年で再任できること、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満であってはならないことなどを規定しています。

条例制定までの経緯

平成14年

- 4月 「神戸市における男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的考え方」について、市長より神戸市男女共同参画懇話会に提言を依頼
- 5月～6月 市民ワークショップの実施（参加者：118名）
- 9月 神戸市男女共同参画懇話会が「条例の基本的考え方について（中間とりまとめ）」を公表
- （～10月）「中間とりまとめ」に対する市民意見の募集（意見件数：508件）
「市民の意見を聴く会」開催（9月29日）
- 12月 神戸市男女共同参画懇話会が「神戸市における男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的考え方について（提言）」を市長に提出

平成15年

- 2月 平成15年第1回定例会市会に条例案上程
- 3月 条例案可決
「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」公布（3月27日）
- 4月 「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」施行（一部を除く。）（4月1日）



男女共同参画行政のあゆみ

西暦	元号	神戸市のあゆみ	国のあゆみ	世界のあゆみ
1975	昭和50		<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題担当室設置 ・ 婦人問題企画推進本部設置 ・ 婦人問題企画推進本部会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・ 「世界行動計画」採択
1977	52	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題担当室設置 ・ 神戸婦人大学開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国内行動計画」策定 	
1979	54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市婦人問題推進懇話会設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980	55		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議で「女子差別撤廃条約」に署名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人十年後半期行動プログラム」採択
1981	56	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進懇話会より「神戸市婦人計画のための5つの指針100の提言」提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「女子差別撤廃条約」発効 ・ ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約(156号)」採択
1982	57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「神戸市婦人計画の指針」策定 		
1985	60		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国籍法」改正 ・ 「男女雇用機会均等法」公布 ・ 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986	61		<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人問題企画推進本部拡充 ・ 婦人問題企画推進有識者会議開催 	
1987	62	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進懇話会より「神戸市婦人計画の指針」見直しに関する提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988	63	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「神戸市女性計画」策定 		
1990	平成2			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連婦人の地位委員会拡大会期 ・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進懇話会より「高齢化社会の進展にともなう女性施策のあり方」について提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「育児休業法」公布 	
1992	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市生活学習センター開館 ・ 女性のための相談室開設 		
1994	6		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画室設置 ・ 男女共同参画審議会設置(政令) ・ 男女共同参画推進本部設置 	
1995	7		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996	8		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進連携会議発足 ・ 「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997	9		<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会設置(法律) ・ 「男女雇用機会均等法」改正 ・ 「介護保険法」公布 	
1998	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進懇話会より「新・神戸市女性計画」に対する提言 ・ 「こうべ男女共同参画プラン21」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申 	
1999	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市男女共同参画推進本部設置 ・ 神戸市男女共同参画推進会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 	
2000	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸市男女共同参画懇話会設置 ・ 神戸市男女共同参画センター設置 ・ 「こうべ男女共同参画推進月間」設置(毎年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ストーカー規制法」施行 ・ 「男女共同参画基本計画」策定 ・ 「人権教育・啓発推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連女性2000年会議(ニューヨーク)開催
2001	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会より「今後取り組むべき重点課題について」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画会議設置 ・ 男女共同参画局設置 ・ 「配偶者暴力防止法」公布、施行 ・ 第1回男女共同参画週間 ・ 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	
2002	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇話会より「『こうべ男女共同参画プラン21』の見直しについて」報告 ・ 「こうべ男女共同参画プラン21」第1次改定 ・ 懇話会より「条例の基本的考え方について」提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・ 男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」「平成13年度監視」「苦情処理等システム」 	
2003	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」公布、施行 ・ 神戸市男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策推進法施行 ・ 少子化社会対策基本法施行 	
2004	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会より「神戸市男女共同参画計画の策定について」答申 ・ 「神戸市男女共同参画計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」施行 	
2005	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期神戸市男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)開催

国の取組

政府は、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき、取組を進めています。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしています。

5つの基本理念

1. **男女の人権の尊重** 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。
2. **社会における制度又は慣行についての配慮** 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。
3. **政策等の立案及び決定への共同参画** 男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。
4. **家庭生活における活動と他の活動の両立** 男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。
5. **国際的協調** 男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

国、地方公共団体及び国民の責務

- <国> 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- <地方公共団体> 国と同様、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- <国民> 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

男女共同参画基本計画(第2次)（平成17年12月27日閣議決定）

基本計画(第2次)では、12の重点目標を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

12の重点目標

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける男女共同参画の推進
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の

視点からの 公的広報の手引



みんなに届く広報のために



CONTENTS



●公的広報の作成に携わるみなさんへ	23
●表現上の留意点	
1 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？	24
2 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？	25
3 男女を対等な関係で描いていますか？	26
4 男女で異なった表現を使っていますか？	27
5 女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていますか？	28
●あなたの作る広報をチェックしてみましょう	29

平成15年3月
内閣府男女共同参画局

「公的広報の手引」の趣旨

少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化など、私たちの生活を巡る状況の変化に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が必要となっています。

男女共同参画を進めていく上では、国民一人ひとりが性別による固定的な役割分担の見直しについて理解を深めてゆくことが重要です。そうした国民の理解に大きな影響を及ぼしているのが、様々なメディアを通じて提供される膨大な情報であり、なかでも、公的機関が作成する広報・出版物は、その表現が模範的であると受け取られることが多いため、あり方が問われます。

この手引は、公的広報における表現を、より効果的で共感を得られるようにするため、「男女共同参画」の視点を取り入れることを提案するものです。

公的広報に携わるみなさんには、何気なく使っている表現が、性別イメージの固定化につながることを再認識していただくとともに、男女を多様に生き生きと表現することが効果的な広報につながると理解していただきたいと考えます。この手引が広報におけるより豊かな表現を創り出す一助となるよう期待しています。

今後、みなさんからの御意見をいただきながら、より良い手引を目指していきたいと考えています。是非、御意見をお寄せください。

平成15年3月

内閣府男女共同参画局

※ この手引は、国の行政機関の名義で作成される広報・出版物を対象とするものです。立法・司法機関や地方公共団体の作成する広報についても同様の配慮がされることを期待しています。

※ 広報・出版物とは、ポスター、パンフレット等の冊子類、新聞・テレビ・ラジオ等を通じて行う広報、インターネット上のホームページ、白書その他の刊行物、報道発表資料などです。

公

的広報の作成に携わるみなさんへ

◆共感を得られる広報のために



公的広報では、国民に必要な情報を正確に、分かりやすく伝えることが必要です。しかし、それだけで十分でしょうか？

伝えたいことをどう表現するかも重要です。内容以前に表現への反感を招くようでは、施策への理解や協力は得られません。

女性、高齢者、年少者、障害者、外国人など多様な受け手を意識し、共感を得られるような表現を心がけなければなりません。

◆広報にプラスする男女共同参画の視点



男女共同参画の視点に立つと、自分が抱いていた広報の受け手のイメージが意外に狭いことに気づくでしょう。

受け手をよく理解することで、より豊かなコミュニケーションが創り出されます。新たな視点で表現することで、これまでの固定的な考え方にとらわれない、フレッシュで魅力的な広報が可能となります。

◆男女共同参画社会の形成に向けた政府の責務



男女共同参画社会の実現は、21世紀の社会を決定する最重要課題です。男女共同参画社会基本法において、政府は施策の総合的策定と実施の責務を有するとされています。

公的広報の作成に当たっては、基本法の趣旨を踏まえ、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していくような表現にすることが求められています。

1 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？

❖ 1-1 女性にも男性にも伝わりますか？

広報の受け手には男性も女性もいることを念頭に置いて表現しましょう。広報の内容が男女双方に関わるにもかかわらず、どちらかが想定されていないかのような表現を使うと、伝えるべき相手に正しく伝わりません。



勤労者すべてを対象とした制度にもかかわらず、「一マン」という、男性をイメージする言葉やイラストを使うと、女性は、自分が対象ではないと感じるかもしれません。

❖ 1-2 男女が登場していますか？

広報の内容が男女双方にかかわる場合、登場する男女のバランスにも配慮し、いずれかに偏らないよう心がけましょう。



女性が参加できる行事であっても、左のイラストでは男性ばかり描かれているため、女性が参加しにくい印象を与えるかもしれません。

2 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？

❖ 2-1 男女を固定的に描いていませんか？

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を強調したり、性別で職業を分ける表現ばかり用いるのではなく、男女が仕事や家事・育児で協力したり、様々な職業に就いたりしている現実を反映させる表現を心がけましょう。



弁護士はいつも男性でしょうか？現実には、弁護士の約1割、司法試験の合格者の約4分の1が女性です。

❖ 2-2 いろいろな個性を表現しましょう

好みや行動は人それぞれです。固定的な性別イメージだけで表現せずに、多様な現実を反映させ、男女それぞれを幅広いイメージで表現しましょう。



男の子は球技、女の子はなわ跳びなどと性別で分けて画一的に描きがちですが、現実には、男の子も女の子も様々な遊びをしています。

3 男女を対等な関係で描いていますか？

❖ 3-1 男性がいつもリーダーでしょうか？

常に、男性を中心的な存在、指導者的な立場、守る側として、女性を周辺の存在、従属者的な立場、守られる側として描かず、男女は対等で、地位や立場も様々であることを示す表現を心がけましょう。



性別と立場、関係を結びつけた表現にしないで、多様な表現を工夫しましょう。

❖ 3-2 被害者はいつも女性でしょうか？

常に強者を男性、弱者を女性で描いたり、常に加害者を男性、被害者を女性で表したりするのではなく、性別と結びつけない様々な表現で描くよう心がけましょう。



加害者は男性、被害者は女性とワンパターンで描くのではなく、内容に応じて違った表現を工夫してみましょう。

4 男女で異なった表現を使っていますか？

❖ 4-1 「女性」をかぶせる必要はありますか？

職業や地位に触れるときに、女性の場合だけ性別を冠するのは、女性を例外的に扱うものと思われ、平等な扱いとは受け取られないことがあります。性別への言及があえて必要なのかを考えましょう。



女性の社長を「女社長」と呼べば礼を失ってしまうでしょう。性を冠した用語を使用する際には、受け入れられる表現なのか注意すべきです。

❖ 4-2 性に特有な表現は必要でしょうか？

男性又は女性だけに使われる表現には十分注意し、男女いずれに対しても使える他の言葉を探したり、別の言い方に変えたりするなどの工夫をしましょう。



「男だてらに」という言い方はしません。「対になる表現があるか」が特有な表現かを判断する一つの目安になります。

❖ 4-3 男女の呼称の区別は必要でしょうか？

男性を「氏」とする一方で、女性を「さん」とするなど、同じ広報で男女の呼称・敬称を区別する場合には、その必要性を考えましょう。



男性を「鈴木さん」と姓で示す一方で、女性を「よし子さん」と安易に名前で示すことがあります。

5 女性をむやみに"アイキャッチャー"にしていますか？

❖ 5-1 女性を飾り物として使っていないですか？

単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性の姿や身体の一部をポスターなどで使う場合がありますが、それでは伝えるべき内容が十分に反映された表現とは言えません。

安易に女性をアイキャッチャー^(※)として起用せず、訴求内容と訴求対象に合った、より効果的な表現方法を工夫しましょう。

※広告に注目させるための視覚的要素のこと。広告の手法のひとつ。



内容と無関係に、女性の水着姿や、身体の一部などを使うと、「性的側面を強調している」と受け取られるおそれがあります。しかも、本来の伝えたい内容が不明確な広報になっています。



そうかといって、無難な表現で済ませてしまうと、印象には残らず、広報効果が十分あるとはいえません。もっと豊かな発想で表現したいところです。



安易なアイキャッチャーに頼ることをやめると、「訴求内容は何か、訴求対象は誰か」という原点に立ち戻って効果的な広報表現を工夫する努力が必要になります。

あなたの作る広報をチェックしてみましょう

※ これまでの「表現上の留意点」などの考え方に、あなたの広報がマッチしているか、ポイントを下にまとめました。

事前の検討の段階	
伝えたい内容（施策・行政サービス等）は何ですか？	
伝えたい対象は誰ですか？	
特に強調したい点（訴求ポイント）は何ですか？	



途中の作成の過程	
留意点1 (p.2)	男女双方が想定された表現になっていますか？ 男性と女性がバランスよく登場していますか？
留意点2 (p.3)	男女を固定的なイメージで描いていませんか？ 多様なタイプの男女が描かれていますか？
留意点3 (p.4)	男女に、主従、上下、強弱の関係があるように描いていませんか？
留意点4 (p.5)	男女で異なる表現、いずれかに特有な表現をしていませんか？
ポスターなどでタレント等を起用する場合 人物の起用は、伝えたい内容に合うものですか？ (p.6)	
ポスターデザインなど、業者に委託している場合 作成を依頼する業者に、この手引の趣旨を説明していますか？	



最後の確認の段階	
女性から見ても、男性から見ても、違和感、疎外感のない表現になっていますか？ (まわりの人たちに意見をきいてみましょう。)	
伝えたい内容が、誰が見ても分かりやすい広報になっていますか？	
内容が印象深く伝わる、共感が得られる広報になっていますか？	

男女共同参画の視点を取り入れて より良い公的広報を

この手引に関する御意見、お問い合わせは
 内閣府男女共同参画局 推進課 まで
 TEL：03-5253-2111（代表） FAX：03-3592-0408
 ホームページ：<http://www.gender.go.jp/>